

北海道告示第 10576 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成 28 年 11 月 15 日までに北海道空知総合振興局商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成 28 年 7 月 15 日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープさっぽろ滝川店  
滝川市新町 1 丁目 9-23

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

シーズ協同開発株式会社 代表取締役 會田 彰  
札幌市西区発寒 11 条 5 丁目 10 番 1 号

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

小売業者名	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
生活協同組合コープさっぽろ	午前 8 時	午後 10 時	午前 8 時	午後 9 時 50 分
株式会社北海道サンジェルマン				

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 7 時 30 分から午後 10 時 30 分まで

(変更後) 午前 7 時 30 分から午後 10 時まで

③ 駐車場の自動車の出入口の数

(変更前) 出入口 4 箇所

(変更後) 6 箇所（出口 2 箇所、入口 2 箇所、出入口 2 箇所）

(4) 変更する年月日

平成 28 年 7 月 6 日

(5) 変更する理由

上記1（3）①、②夜間の駐車場騒音を軽減するため。

上記1（3）③来店車両の事故防止及び歩行者や自転車の交通安全に配慮するため。

2 届出年月日

平成28年7月5日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道空知総合振興局産業振興部商工労働  
観光課

(2) 縦覧期間

平成28年7月15日（金）から同年11月15日（火）まで（日曜日、土曜日及び国  
民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

(4) その他

縦覧については、滝川市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時  
間等は滝川市へ問い合わせること。